

菰 総 第 1 9 3 号
令和6年7月26日

地区長・組長 各位

菰崎市長 内 藤 久 夫
(公 印 省 略)

「水害に対する備え」のチラシの組回覧及び「避難者名簿用紙」の
全戸配付について（依頼）

酷暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、防災行政及び減災力の強いまちづくりにご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。先月 16 日に実施しました水害想定の方災訓練につきまして、事前準備及び当日ご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、訓練参加者は 4,555 名と市民の 16.32%（6 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口を基準）と、依然として少ない状況でありました。多くの市民の皆様へ「水害に対する備えの必要性の認識と具体的な行動」をとっていただきたく、過去に配布したチラシの組み合わせた資料を用意しました。

つきましては、公私ともご多用のことと存じますが、別添チラシを組回覧していただけますようご依頼申し上げます。

また、訓練時に避難所の受付における避難者名簿記入のため、行列が発生したため、事前に記入ができるよう避難者名簿の用紙を送付いたしますので、併せて全戸配付いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 「水害に対する備え」のチラシ → 組回覧
2. 「避難者名簿」の用紙 → 全戸配付

問い合わせ 菰崎市総務課危機管理担当 TEL：0551-22-1111（内線 339,399） Mail：soumu@city.nirasaki.lg.jp

☞ 韮崎市は災害と無縁な街ではありません ～安全 神話など存在しません～

最近、「数十年に一度の大雨」という言葉を毎年のように耳にします。国内各地で線状降水帯、ゲリラ豪雨や巨大台風により甚大な被害が出ており、これまで被災していない地域だからといってこれからも被災しないということはありません。

今から 60 年前、韮崎市は台風 7 号と台風 15 号（伊勢湾台風）により未曾有の大被害を被り、当時の新聞では「甲府空襲を除く自然災害では空前の損害」と報道されました。

60 年前の災害というとずいぶん昔のように感じるかもしれませんが、しかし、過去に大きな水害があったことは事実です。災害と無縁ではないということです。

現在韮崎市では、地区防災計画の提案や地域減災リーダーの育成、特定地区総合防災訓練など、災害に対する意識は決して低くはありませんが、再び大きな被害を出さないためにも、避難のタイミングや避難場所についてもう一度考えてみましょう。



韮崎中学校（当時）は校舎の半分をえぐり取られた。



西町愛生幼稚園。ブランコの下部が埋まっている様子がわかる。



県北巨摩事務所。水防本部も浸水し、本部を市役所へ移転した。



本町の排土作業

令和元年 9 月、昭和 34 年の大災害から 60 年を迎え犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、また、大災害を教訓に災害から身を守る誓いを後世に伝えるため、祈念碑を建立しました。



市役所庁舎前の石碑

「歴史に学び
自分の命は
自分で守る」

この言葉は何を
意味するのか？

災害は、今後大規模化が予想されます。
大規模化する災害に対し、避難行動や考え方はどう変わるのでしょうか？

災害時の行動に対する考え方

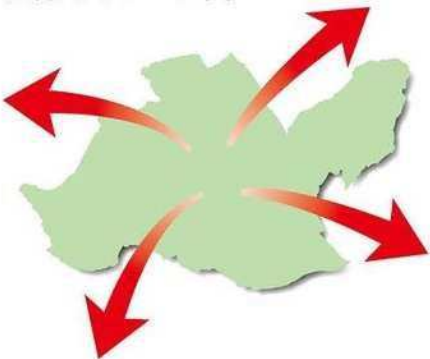
令和元年度版ハザードマップでは、指定避難所のいくつかが浸水想定区域に入っており、避難所の収容能力には限界があります。

このような状況では、市外の知人・親戚の所へ一時避難する（広域避難）、自宅が安全であれば2階へ避難する（垂直避難）等の選択肢も考えなければなりません。

また、避難する場所は決まっていますが浸水してからでは行動ができません。一般に、浸水深が50cm（大人の膝程度）以上あると、避難することは困難です。

避難先、避難開始のタイミングは一人ひとり違います。あなたはどこへ、いつ、避難を開始しますか？ 平時から考えておく必要があります。

避難のイメージ図



引き続き市では、ハード、ソフトあらゆる面から災害を防ぐための努力を続けていきます。

しかし、突発的に発生する災害に対し、既存の防災設備、行政主導の対策のみでは災害は防ぎきれません。

内閣府の中央防災会議、防災対策実行会議によるワーキンググループでは、「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」の中で、「国民の皆さんへ」として、右記のことを強く求めています。

〈国民の皆さんへ ～大事な命が失われる前に～〉

- 自然災害は、決して他人ごとではありません。「あなた」や「あなたの家族」の命に関わる問題です。
- 気象現象は今後更に激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。
- 行政が一人ひとりの状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできません。
- 行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。
- 避難するかしないか、最後は「あなた」の判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。
- まだ大丈夫だろうと思って亡くなった方がいたかもしれません。河川の氾濫や土砂災害が発生してからではもう手遅れです。「今、逃げなければ、自分や大事な人の命が失われる」との意識を忘れないでください。
- 命を失わないために、災害に関心を持ってください。
 - あなたの家は洪水や土砂災害等の危険性は全くないですか？
 - 危険が迫ってきたとき、どのような情報を利用し、どこへ、どうやって逃げますか？
- 「あなた」一人ではありません。避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方の援助など、地域の皆さんで助け合いましょう。行政も、全力で、皆さんや地域をサポートします。

上記は、今後大規模化するであろう災害から命を守るための一つの考え方です。

しかし、行政主導の避難対策の限界を目の当たりにし、一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいという事実を突きつけられた今、このような考え方が主流になっていくと考えられます。



いざと
いうときの
ために!

防災・減災ガイド

日本は自然災害が多い国です。誰もが被災者になる可能性があり、大規模災害では行政も被災します。被災者になったときに大事なのは「自助」と「共助」、それらを

支える「事前の備え」です。こちらでは、**予めとっておくべき対策と災害発生後取るべき行動**について紹介します。

自助 いのちを守る! わが家の安全対策

① ハザードマップ、避難場所、避難所、避難ルートを確認しましょう

- 居住地域のハザードマップを入手する。
 - 避難場所や避難所を確認し、ご自宅、通園・通学・通勤からの避難ルートを書いてみましょう。
 - 災害時の避難ルートの危険箇所を把握する。
- ※災害の種類により避難ルートは変わることがあります。



コラム

指定避難場所・指定避難所・福祉避難所を把握しておきましょう

指定避難場所	地震の時に、 地区で安全確認する 場所です。とりあえず安全を確保する地域の一時避難場所から移動してくる場所になります。
指定避難所	災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在したり、自宅に戻れなくなったときに一時的に滞在する施設です。
福祉避難所	要配慮者（高齢者や障がい者など）で指定避難所では生活に支障が生じることが想定される方が滞在する避難所です。

② 家具や家電製品などを固定しましょう

- 大型の家具や家電製品には、転倒防止器具（ストッパー、粘着マット等）を取付け固定しましょう。
- 倒れやすい家具類は部屋の出入口には置かないようにしましょう。



家具の転倒、落下を防ぐポイント

タンス・本棚

上置きや天板など固定する。二重扉の場合は扉の裏面に固定する。二重扉の場合は扉の裏面に固定する。

冷蔵庫

ストッパーの両面は、扉の裏面に固定する。扉の裏面に固定する。

食器棚

上置きや天板など固定する。二重扉の場合は扉の裏面に固定する。二重扉の場合は扉の裏面に固定する。

テレビ

壁掛け型の場合は、壁に固定する。壁に固定する。

洗濯機

洗濯機は、洗濯機台に固定する。洗濯機台に固定する。

ピアノ

ピアノは、ピアノ台に固定する。ピアノ台に固定する。

③ ガラス飛散防止フィルムを貼りましょう

- 食器棚などはガラスが割れたり、食器が飛び出したりすると危険です。ガラス飛散防止フィルムを貼りましょう。
- 割れたガラスなどによりけがをしないようスリッパなどを履けるようにしておくことも大切です。



④ 住宅の耐震化を進めましょう

昭和56年以前に建てられた建物の多くが「倒壊する可能性がある」と診断されています。耐震化されていない家は耐震改修を検討しましょう。

※市では木造住宅耐震改修の一部を助成する制度があります。（[蓮崎市営繕住宅課へお問い合わせください。](#)）

⑤ 非常持ち出し品と備蓄品の準備と確認をしましょう

実際にお家にあるものをチェックしましょう。空欄には追加に必要なものを自由に記載してください。

チェック	非常持ち出し品
☐	水
☐	懐中電灯
☐	ナイフ・缶切り
☐	食品
☐	携帯ラジオ
☐	ライター・マッチ
☐	衣類
☐	軍手
☐	現金
☐	預金通帳
☐	免許証
☐	印章
☐	携帯トイレ

チェック	非常持ち出し品
☐	乾電池（予備）
☐	救急箱（常備薬など）
☐	薬
☐	歯ブラシ
☐	ビニール手袋
☐	乳児には粉ミルク・哺乳瓶
☐	携帯電話充電器
☐	携帯電話・スマホ用予備バッテリー
☐	マスク（感染症対策）
☐	アルコール消毒液
☐	体温計
☐	
☐	

チェック	備蓄品
☐	飲料水（一人1日3ℓ）
☐	レトルト食品・アルファ米
☐	給水用ポリタンク
☐	カセットコンロ
☐	ティッシュペーパー
☐	ウェットティッシュ
☐	紙皿・紙コップ
☐	ラップ

チェック	備蓄品
☐	簡易トイレ
☐	水のいらないシャンプー
☐	ビニール袋
☐	ランタン
☐	長靴
☐	紙おむつ
☐	
☐	

- 「ローリングストック法」で備蓄
非常食や水は、最低3日分の備蓄が必要です。定期的にレトルト食品等の備蓄品を消費し、消費した分だけ補充しましょう。



- 非常持ち出し品の重量は5kg程度がよい
避難に支障が出ないように、なるべく軽量化しましょう。（上記写真参照）



⑥ 風水害に備えて「マイ・タイムライン」を作りましょう

「マイ・タイムライン」とは、風水害の発生に備えて一人ひとりの家族構成や生活環境にあわせ、あらかじめ作成する自分自身の避難計画のことです。

洪水発生時の判断のサポートツールとして活用するため、あらかじめ作成しましょう。

マイ・タイムラインは市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nirasaki.lg.jp/soshikiichiran/somuka/kikikanritanto/4/5390.html>

使い捨てカイロは、
あると重宝します



共助 いのちを守る! 地域の方と協力して進める防災対策

① 自主防災組織を結成し参加しましょう

- 自主防災組織は自治会（地区）単位で結成され、共同で物資の備蓄や有事の際の安否確認、避難誘導などを行います。

② 災害時に配慮が必要な方への支援を

- 地域で何らかの支援が必要な方（要配慮者）について、災害時にどのような支援が行えるか、話し合ってみましょう。

※市では避難行動要支援者名簿を毎年更新し、地区長、民生委員、消防団に貸出しています。

もし、災害が
起こったら？

取るべき 行動ナビ



自分を守る！ 誰かを助ける！ 地域の方々と支えあう！

自助 気象情報と避難情報を確認します

気象庁による気象情報と市からの避難情報に
注意し、早めの避難を心がけましょう

気象情報

注意報・警報・特別警報
記録的短時間大雨情報
土砂災害警戒情報等の気象庁から
発表される情報

避難情報

市から発表される避難情報



■発表基準ごとの行動

警戒レベル	情報名	避難行動等
5	緊急安全確保	命の危険 その場で命を守る行動をとってください。
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	避難指示	避難所等に避難しましょう。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、 自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
3	高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者などは避難を開始しましょう。 その他の方はいつでも避難できるよう準備してください。
2	気象注意報 (大雨注意報など)	高齢者等は、避難の準備をしてください。
1	早期注意情報	気象情報に注意し、避難時に持ち出すものを 確認しましょう。

### 自助 情報（災害情報・気象情報・避難情報）を集める

#### ①防災防犯メール

- 市では防災防犯メールマガジンを配信しています。防災行政無線で放送した同じ内容が確認できます。  
※登録は市ホームページ<https://www.city.nirasaki.lg.jp>からできます。



#### ②災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板

- 安否情報の確認・発信には、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板が有効です。

#### ③インターネット

- 気象庁のホームページ「ナウキャスト」では、降水状況や警報などの情報が確認できます。



「キキクル」では土砂災害や  
浸水・洪水の危険度を色で分  
かりやすく確認できます。

#### ④にらさき防災・行政ナビ

- スマートフォンなどにアプリをダウンロードすると、防災行政無線で放送した同じ内容が確認できます。

iPhone版



Android版



#### ⑤電話対応サービス

- 防災行政無線で聞き逃した放送内容を電話で確認することができます。 ☎22-1116



### 共助 安否確認、救出救護活動、避難誘導を行う

自身の身の安全が確保できた後は、近隣の方々の安否を確認しましょう。倒壊した建物などに挟まれている人がいないか声をかけたり、けがの有無を確認しましょう。



#### 救出救護活動の場合

軽いものから取り除き、重いものは複数人で対応し、連携をとりながら行います。挟まれた人の救出は、角材などで「デコの原理」を利用し隙間を作り、声かけとけがの状態を確認しながら救出します。

#### 避難誘導の場合

※クラッシュシンドローム（長時間圧迫解放後の全身障がい）の可能性がある場合、救急隊を呼びましょう。

要配慮者の誘導を優先します。事前に避難場所と避難ルートを確認しておくことが重要です。

### 共助 避難所を運営する

発災直後の市職員は緊急の災害対応業務に追われ、避難所運営に注力することが困難な状況です。地域住民で避難所の開設と運営ができるようにしておきましょう。

#### ①避難所運営委員会を組織する

- 本部班、施設管理班、被災者管理班、情報班、救護衛生班、保安警護班、食料物資班、ボランティア班に役割を分担します。

#### ②避難所運営マニュアル※を活用する

- 各班の業務内容や避難所でのルールなどが示されています。  
※マニュアルは、市ホームページから確認できます。

### 復旧・復興 生活再建に向けて行うこと

#### ①避難生活中の情報収集

新聞、テレビ、インターネット等により情報を収集しましょう。



#### ボランティアの力を借りたいときには 災害ボランティアセンターの利用を

がれきの撤去等で人手が必要なときは、災害ボランティアセンターに相談し、ボランティアの力を借りましょう。



#### ②避難生活中の情報収集

自宅が被災した場合は、①応急危険度判定→②被害認定調査→③罹災証明書の発行→各種支援の申請・住宅の再建となります。

#### ①応急危険度判定

- 二次被害を防ぐため建物の倒壊の危険性を応急的に調査します。

#### ②被害認定調査

- 罹災証明を発行するための調査です。被害の程度により受けられる公的支援の程度が異なります。

#### ③罹災証明の発行

- 被災後に義援金や税の減免などの支援を受けるときに必要な書類です。被害認定調査の後に市に申請し発行されます。

## 作成年月日 令和 年 月 日

平常時に備えておく

台風が来る前に備える

避難行動の準備

避難の実施、または、身の安全の確保

※想定はあくまでも参考です。状況により変化します。気象情報や警戒レベル等が発表されるタイミングも状況により変化します。  
※マイ・タイムラインは、あくまでも避難行動の目安です。状況によっては、タイムラインより早めに避難行動を起こすことも大切です。